1. 開催日時

令和5年3月24日(金) 13:30~15:30

- 2. 出席委員数
- 14名
- 3. 出席者

【委員】

大矢委員、栗島委員、小林委員

渡部委員、塚本委員、おくの委員、大倉委員、田中委員 関委員、塩原委員、小倉委員、坂本委員、宇田川委員、島委員

【事務局】

中村都市環境部長、品川品川区清掃事務所長、河内環境課長 有川庶務係長、赤坂事業係長、福永技能長、青木リサイクル推進係長、 春川許可指導係長、田中主事

4. 議事録内容

○事務局

皆様、こんにちは。品川区清掃事務所庶務係長です。本日は、品川区廃棄物減量等推 進審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

お時間前ですが、委員の皆様おそろいになりましたので、審議会の開催に当たりまして、事務局のほうからお知らせをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、この審議会の議事録は、後日ホームページに掲載をいたしますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いをいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入り口で検温を実施するとともに、 手指消毒液を設置して、机上には飛沫防止用のアクリルボードを設置させていただい ております。委員の皆様におかれましても、会議中については、マスクの着用などの御 協力をお願いいたします。

次に、本日の資料及び配付物の確認をさせていただきます。本日、資料をお持ちになられてない場合は、事務局のほうからお渡しをしますので、教えていただければと思いますが、今日、皆さんお持ちになられていますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

資料は、事前に5点をお送りさせていただいております。まず、本日の次第。次に資料の1、委員名簿はA4の片面1枚となっております。資料の2以降は、全てホチキス止めになっております。資料の2は、第11期品川区廃棄物減量等推進審議会答申(案)となっております。資料の3は、品川区一般廃棄物処理基本計画(概要版)です。資料4は、品川区一般廃棄物処理基本計画(全編)となっております。そして、資料の5は品川区一般廃棄物処理基本計画(素案)に対する御意見の要旨と区の考え方でございます。不足等はございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

本日は、机上にマイクを御用意しております。御発言の際は、真ん中の丸いボタンを押していただいて、ランプがついてからお話しください。発言が終わりましたら、丸い

ボタンを押して、ランプを消していただければと思います。よろしくお願いをいたします。また、本日、〇〇委員は、所用のため欠席となっております。事務局からは、以上となります。

本日の司会進行は、品川区清掃事務所長が行います。それでは、所長、よろしくお願いをいたします。

〇品川区清掃事務所長

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しいところ、当審議会にお越しいただきまして、 ありがとうございます。今日、司会を務めさせていただきます、品川区清掃事務所長で す。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、都市環境部長より、御挨拶を申し上げます。

〇都市環境部長

都市環境部長でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。本日は、年度末ということで、皆様それぞれ忙しいというところだと思いますけれども、御出席賜りまして、私のほうからもお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

一昨年、区から諮問ということで、その中身につきましては、「区民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみの減量、そして資源化の具体的施策について」ということで、内容を審議いただいてきております。本日はその6回目ということでございます。

前回は12月でしたけれども、資料も添付しておりますが、事務局のほうから御案内がありました一般廃棄物処理基本計画。こちらを踏まえた今後の清掃リサイクル事業の展開。こういったことで、皆様方から御意見を頂いたところでございます。

これまで5回の審議会を通じまして、様々論点について御審議いただいてまいりましたけれども、主に軸となりますのは、プラスチック資源循環促進法。これについてと、それから区民、事業者と区が一体となって協働で取り組んでいきましょうという3者の協働ということ。そして、一般廃棄物処理基本計画。これは区のほうで今策定をして、今日も資料で添付させていただいておりますけれども、この3つを軸に重点的に御意見を頂いたというところでございます。

今回6回目の審議会ということでございますけれども、皆様方から頂いた御意見を中心に、正副会長。それから、事務局のほうで取りまとめました答申(案)を御提示させていただいております。これから、事務局のほうで説明をさせていただきますけれども、今日は御活発な御議論を頂きまして、この答申(案)をまとめていければというふうに考えております。

この審議会の今回の期はコロナ禍ということで、様々皆様困難を乗り越えて御出席いただいたと思いますけれども、本当に誠にありがとうございます。どうぞ本日も充実した御審議をいただきますよう、よろしくお願いをして、挨拶と代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〇品川区清掃事務所長

部長、ありがとうございました。

それでは、会長のほうから、審議会の開会をよろしくお願いいたします。

〇会長

それでは、ただいまから第6回品川区廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

審議に入る前に、前回までの審議内容をおさらいします。一昨年9月の第1回審議会において、前区長から当審議会に諮問を頂きました。諮問事項は、「区民、事業者、行政の協働による、持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみ減量、資源化の具体的施策について」ということで、諮問期限は令和5年6月30日でございます。

前回、12月の第5回では、品川区一般廃棄物処理基本計画について、品川区の現状等を踏まえて、事務局より説明していただきました。今回は、皆様から今までに頂戴した御意見や審議してまいりました内容を基に、答申(案)を正副会長と事務局との間でまとめさせていただいたので、事務局より説明いただきます。

それで、事務局の説明なども参考にしていただき、この資料2をできれば本日完成させたいというような方向で御協力いただければと思います。例えば、後で御意見頂く際に、「何ページの何行目のこれこれの文言、これはこういうふうに修正したほうがいいのではないか」とか「これとこれはこれこれの項目にこうこうといった文言を入れたほうがいいのではないか」とか、あるいは「ここの文章必要ないでしょう」とか、何かこの資料2を完成させるというような方向で、皆さんから御協力いただければと思います。そういう方向で、事務局の説明をお聞きいただいたらと思います。

それでは、事務局より説明願います。

〇品川区清掃事務所長

それでは、私のほうから、説明をさせていただきます。

それでは、まず資料の2番、答申のほう、御覧いただきたいと思います。

1ページ開いていただきまして、目次となっております。構成としては、5つの構成でまとめておりまして、1つ目がごみ・資源を取り巻く現状ということで、まとめさせていただいています。そこから、1の6、諮問に対する検討の論点ということで、3つ上げさせていただいております。着席して説明させていただきます。

まず、第2章、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律。これが今回4月に施行されております。これについてまとめております。それから2つ目としまして、第3章、区民・事業者と区の協働についてということで、これは基本的には諮問の内容のところについてのことでまとめております。それから、3つ目が第4章になります。一般廃棄物処理基本計画について、今回策定し、参考としてつけております。細かな説明のほうは、この答申の中にも少しありますので、そこで説明をさせていただきます。それで、第5章のまとめということで構成をしております。

それでは、1ページを御覧いただきまして、まずは「答申にあたって」というところで、ここは現在の海洋プラスチック問題とか気候変動とか、環境に関する大きな問題を頭に添えまして、「プラスチック資源循環促進法」、この法律ができておりますというような展開にして、その後に、皆さんが協働して取り組んでいかなければいけないという諮問を加えて、最後には、いろいろ社会情勢が変化のある中で、とにかくさらなるごみの減量。それから資源化に取り組んでいくということで、文書のほうは構成を

しております。

それでは、2ページを御覧ください。ごみ・資源の推移ということで、大きく言えるところは、ごみ減量のほうは平成元年から平成10年中頃までは急激に進んでいたのですが、それ以降について横ばいになっている。資源についても同様のことが言えて、最近では、ごみ減量、それから資源の回収量も横ばい傾向にあるということをグラフとともに載せております。

それから、3ページのほうは東京都の動きとか、社会情勢とか、それから一部事務組 合の動きのほうを載せてございます。

4ページ以降、こちら品川区でこれまで行ってきた事業。そういったものを構成しております。1番としては、資源回収ということで、例えば平成10年10月から古紙、飲食用瓶とか始めましたということで、近年では、水銀の体温計、血圧計等をやっているというようなことの内容を書いてございます。(2)につきましては、収集のほう、戸別収集を平成14年10月から始めています。それから集団回収とか持ち去り防止とかも回収をしてやっているということを書いてございます。(3)番目は普及の啓発活動ということで、環境学習とかふれあい指導とか、そういったものを記載してございます。(4)番のほうはリユースの促進ということで、こちら④番のところ、粗大ごみからのリユース事業ということで、令和4年10月から新たに開始をしているものとなっています。粗大ごみのほうからまだまだ使えるものをピックアップしまして、そちらをインターネットのホームページに掲載して、必要な方については、ホームページから、申込みをするというような仕組みを進めてございます。現在のところ、月に150~200点ぐらいの交換がされているというような状況で、我々の想定よりも数が多いのではないかなというような形で進んでいるところでございます。

それでは、6ページ、御覧ください。6ページにつきましては、先ほど申しました6番のところ、諮問に対する検討の論点というところで、今回は、第1回の審議会におきましては、区の資源ごみの現状や区の取組に関する説明のほうをさせていただきました。第2回の審議会につきましては、千葉県のエム・エム・プラスチック株式会社で、容器包装プラスチック、こちらの資源の再生化の工場を御見学いただいたかと思います。フォークリフトとかで使うパレットに再生をするというようなところを御覧いただいたかと思います。

その上で第3回から第6回の審議の中で、論点のほうを3つまとめさせていただいております。こちらは先ほど説明しましたとおり、1つ目がプラスチックの資源循環法に関すること。ページをめくっていただきまして、7ページになります。(2)としましては、区民・事業者と区の協働について。それから(3)につきましては、一般廃棄物処理基本計画と、この3つの項目を論点として、審議を進めてまいりました。

それでは、8ページ、御覧ください。8ページ目が、プラスチック資源循環リサイクル法の概要ということで、こちら飛ばしていただきまして、9ページです。主に、この法律の中ではどういうことをやっていくかというところで、中段のところに丸が3つついております。1つ目は、製造・販売事業者等の方たちが「自主回収・再資源化事業計画」を作成して、これは国の認定を受けると、基本的に廃棄物を扱うときには許可が

必要になるのですけれども、これがなくてもこの計画を出せばできますよというような特例で、企業自らが自社で作った製品、これを回収するという動きができるということになっております。

2つ目が、排出事業者です。こちら、最近動いてきているかと思いますが、プラスチックを少しでも使わないようにしましょうということで、コンビニのレジ袋から始まりまして、最近ではスプーン・フォークとか、12品目ぐらいでしょうか。そちらをなるべく使わないようにしていきましょうということで、それぞれコンビニエンスストアとかで紙のスプーンとか、それから少しでもプラスチックを減らそうということで、柄の部分を少しくり抜いたりとかして、いろいろ皆さん各企業で努力をしているところかと思います。

それから3番目が、我々市区町村に課せられたものとしては、製品プラスチックを 回収していくということになっております。いわゆるプラスチックハンガーとか、あ る種のプラスチック製品とか、それから衣装ケースなどもそうですか。こういったも のを回収していくとなっています。

それで、10ページを御覧いただきますと、これ現状で品川区が製品プラスチックを回収するに当たっての問題点ということで出してございます。

まずは(1)番、品目。これをどうしていくかということで、プラスチック品目かなりの品目があるのですけれども、これをどこまで回収していくか、これをどうやって区民の皆様に分かりやすく説明していくかというところが、1つ課題となっております。

それから(2)番目につきましては、回収日をどうするのか。現在は、ペットボトルだとか瓶とか、それから容器包装プラスチック。こういったものは全て同じ日に出すようにしています。ただ、皆さんもまちでいろいろ御覧いただきますと、資源ステーション、もうパンク寸前というところもございますので、この製品プラスチックをやるに当たっては、製品プラスチックと容器包装プラスチックを別の曜日にやるかという選択肢もあるということで、この辺のところを検討していかなければいけないかなというところを載せてあります。

それから3番目が、これも非常に深刻な問題なのですけれども、コストの問題です。これはもう端的に言ってしまいますと、今製品プラスチックは可燃ごみにしています。この可燃ごみの簡単に燃やすことによる処理費用というのは、1キログラム当たり23円ということで、ここの表には出しております。ただ、これをリサイクルするという方向になりますと、今容器包装プラスチックで、大体1キロ80円から90円、製品プラスチックでやりますと、これ11ページを御覧ください。先進的に進めている港区と千代田区で、それぞれ45円と60円ということで、これ端的に見ると、焼却したほうがコストが安いということがあります。

ただ、それに伴うCO₂ですとか、そういった問題を少しでも解消するために、焼却するよりも大きな金額をかけてリサイクルをしていくという方向でやらなければいけないというところを1つコストの問題として上げさせていただいております。

それからあとは、大きな3番のところで具体的な施策というところで、11ページ

のところで、まずは区民への周知。こちらが、非常に大切になってくるのではないかということで上げております。町会自治会に対しての説明会とか、あとはそこで出た内容をQ&Aというような形にして、ホームページで公開するとかそういったことも必要になるのではないかと思います。

それから、②のワンルームマンション。こういったところは、なかなかごみの出し方が難しい問題がありまして、こういうところにどういうふうに周知をしていくかというところです。今は管理会社を中心に指導の説明をして、伝えていってもらうというようなやり方を採っております。

それから、広報媒体の活用。こちら、最近広報媒体は非常にいろいろと活用できるものが増えてきました。昔はもう本当に広報しながわとケーブルテレビというところが当たり前かと思っていたのですが、ホームページも普及もしまして、最近ではツイッター、インスタグラム、それからユーチューブなどの動画を作成したりとか、こういうところも工夫していかなければいけないのかなというところで載せてあります。

それから、(2)の回収の曜日というのは、先ほど御説明したとおりです。

それから、13ページに移ってください。このプラスチック回収に当たっての、もう非常に難敵なところです。製品の中に電池が含まれている。昔は割とドライバーでくるくるとやれば電池も取れたのですけれども、最近のものはそのまま取れない、普通ではなかなか取れないような製品もあったりします。こういったところの問題をどうしていけばいいのかというところが、13ページのほうにも記載をされております。極力こういう電池については、この電池の種類によってもリサイクル方法が違うとかそういうところがいろいろありまして、こういったところも区民の皆様に分かりやすく伝えて、分別した回収をしていかなければいけないということを、13~14ページにかけて記載をしてございます。

それでは、3つの点の2つ目に入ります。区民・事業者と区の協働についてというところになります。こちらは、それぞれがいろいろと取り組んでいかなければいけないということで、まずは、区民と区との協力というところで、廃棄物減量等推進員がございまして、これを大体500人ぐらい、今、区のほうで区民の皆様に御協力いただいているのですけれども、なかなか活用できていないのではないかという点がいろいろ声が上がっておりまして、こういう推進員をこれからどのように活用していけばいいかというところが、これからのこういう協働の取組に対しては必要ではないかというところで上げさせていただいております。

それから、集団回収。こちらのほうも、区民が協力して回収をしていくというものになっております。この集団回収のメリットとしましては、行政が回収するよりも非常にコストが安く上がるという点です。大体ですけれども、3分の1から4分の1ぐらいの費用で回収ができてしまうところも、非常にこの集団回収というのは資源回収に対しては有効的な方法だというふうに考えています。

ただ、近年地域の方たち、手伝っていただいている方がどうしても高齢者の方が多いと。非常に年齢が高齢化しているというところが1つの問題として上がっております。それから、町会自治会とか、それからそれぞれのグループとかでこの集団回収事業

やれるのですけれども、それぞれ回収したものは、引き取る業者がいまして、その費用はその回収した団体がもらえるという形になっております。ただ、これも、こういう古紙の市場とか、ペットボトル、缶とか、いろいろリサイクル品というのは金額の変動が激しいので、こういったところも収入源としては安定していないというような問題も抱えているというところを記載させていただいております。

続きまして、2番目、事業者と区の相互協力の取組状況ということで、こちらについては、まず大きな企業については、それぞれ回収の計画というものを、再利用の計画、リサイクルの計画というものを出していただいておりまして、これにのっとってやっていただいております。大体の事業所はしっかりやっていらっしゃるような現状ではあるのですが、小さな中小企業の場合については、一応区のほうに有料で回収のほうも依頼できます。

基本的には事業所というのは、事業所内で全てごみのほうを処理していただくという形になっているので、それぞれリサイクルについてもそうなのですけれども、専門業者の方に依頼をしてやっているというところが原則論となっています。ただ、小さな中小企業についてはなかなか難しいというところで、有料シールを貼っていただいて、区のほうに回収を依頼するということもやっています。

ただその中で、16ページ上段になりますけれども、シールを貼っていないというところも1つ問題となっておりまして、大体8割の方は貼っているのですが、2割の方は貼っていないというところの問題もございます。こういった点も少し解消していかなければいけないというところが、事業所のごみの問題としてはございます。

3番、16ページ中段になります。今後の展望としましては、当然協働というところで、区民、町会・自治会、事業者それぞれが、これもお互いの立場や特性、これを尊重し合いながら、連携していきまして、継続的に安定した清掃事業を実施することが必要となってくるというところになります。

それに当たっては、やはり区民への啓発。16ページ3番の(1)番になりますけれども、区民の啓発の方法として、①から次の17ページに続きますが、②③という形で、いろいろ、例えばごみのアプリの導入とか、それから、昨年の5月に開設しました環境学習施設エコルとごしを使って何かできないかというところ。それから、廃棄物の発生抑制です。こういったところをいろいろ啓発していく必要があるというところが、1つとしてあります。

それから、廃棄物推進員の活用ということで、まず、廃棄物推進員について、それぞれの活動をPRしていくことが1つは必要なのではないかということで、17ページの(2)の①番のほうには記載をしてございます。それから、事業者も同様のことが言えまして、18ページ(3)になります。事業者とのさらなる協力という形で、事業所のやっている取組なども発信していくということが、啓発の中では必要かというふうに思います。

それから、あと学校との連携です。これは小中だけではなく、高校大学というところになりますと、様々な学生が遠いところから集まってきます。そういう方たちにも周知をして、なるべく広く周知をしていくべきではないかというところで書かせていた

だいております。

それでは、20ページに移ります。論点の3つ目としまして、一般廃棄物処理基本計画になります。こちらのほうは、資料としておつけしているのですが、まずは一般廃棄物の基本計画の概要というところで、位置づけのほうが書いております。20ページ下の図になりますが、これは品川区の基本構想・長期基本計画、その下に付随するもの、また、環境基本計画と整合性を取る計画でございます。

期限としては、10年間。大体5年程度を基に、見直しをかけるというような形でやらしていただいているものでございます。

それでは、21ページをお願いいたします。(2)の計画の基本方針というところでは、大きく4つ柱をつくらせていただいております。1つ目は、ごみの発生抑制の推進。2つ目が、リサイクルの推進。3つ目としまして、事業系ごみ削減の推進。それから4番目としましては、ごみの適正処理の推進という4つの基本方針を定めております。

この4つの基本方針に対して、それぞれ数値の指標というものを出させていただいております。1つ目のごみの発生抑制については、区民1人1日当たりの収集ごみ量、これについて目標値としまして、現在499グラムですが、これを384グラムまで減らしていこうということで目標を立てています。

2つ目、リサイクルの推進というところでは、資源化率です。これは単純に申しますと、皆様の出すごみ量の中で資源に回るものがどれぐらいの割合であるのかという率を出しております。現在のところは25%ですが、これを10年後には35.5%まで上げていくという目標を出させていただいております。

それから、3つ目です。3番目は事業系ごみの削減というところですけれども、これにつきましては、事業用大規模建築物のリサイクル率という数値を出しております。これが現在62.4%なのですが、70%まで引き上げさせるという目標を立てています。

4つ目、ごみの適正処理の推進では、これはまちをきれいにするというところが大きな目標となっておりますので、2年に1回、品川区の世論調査が行われております。ここの項目の中に、「まちの清潔さ」という項目がございまして、5段階評価で区民の皆様に評価をしていただくという項目があります。これ現在のところ3.47です。これを、強気に出過ぎてしまったところもあるのですが、4まで上げていきたいというように思っております。

それぞれこの目標に対して進めていくように考えております。今後の展望としましては、数値目標の達成に向けてというところで、大きな2番の(1)、どうしても可燃ごみに資源が混入しています。こういったところを少しでも資源に分別するような啓発をしていくことが必要だということで、上げさせていただいております。それから、

(2) としては、地域の方々との連携を図りながら進めていくということを上げさせていただいております。

それから、3番目です。ここが割と今回の計画の大きなところになるのですけれども、リサイクル品目の拡充ということで上げさせていただいております。1つは、木製

粗大ごみ。こちらのリサイクルをするもの。それから紙おむつのリサイクル。それから生ごみのリサイクルとこういったところを進めていけば、目標として上げています資源化率35.5%まで達成していくというような形で計画のほうはつくらせていただいております。

それでは、23ページを御覧ください。5章のまとめという形になります。

まずは、審議会のほうで諮問の内容ですが、「区民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみの減量、資源化の具体的施策について」ということで、諮問のほうを受けております。

これに対して、先ほどから説明してきましたとおり、プラスチックの法律に関する こと。それから、区民とか事業者、区との協働、一般廃棄物処理基本計画の3つの点に ついて、答申を出させていただいております。

これで、さらなるごみの減量に向けて、この一般廃棄物処理基本計画を軸としまして、今後も進めていく必要があるということとしてございます。ですが、いろいろ循環型社会を進めていくに当たって、社会情勢の変化、技術革新、こういうものもいろいろ影響を受けますので、やはり柔軟に対応していくこと。これが非常に重要だということで、まとめのほうはさせていただいております。

以上が、資料2の答申の説明とさせていただきます。

それから、資料3、4につきましては、一般廃棄物処理基本計画の内容となっておりますので、本日は割愛をさせていただきまして、資料の5番です。この計画をつくるに当たって、区民の方々から御意見を伺っております。

こちらパブリックコメントというのですけれども、その内容を少し御紹介して、説明のほうを終わらせさせていただきます。

それでは、資料5番、御覧ください。まず1つ目としましては、家庭ごみの出し方についてということで、こちらのほうは分別とかそういう周知をさらに進めていただきたいという御意見を頂いております。これに対しては、今までも説明してきましたとおり、いろいろな方法を使って、分別をしていきますということでお答えのほうはさせていただいております。

続きまして、ページは振ってないのですが、1つページをめくっていただきまして、一番最後のところです。基本方針に「再エネルギー化、再資源化の推進」を追加するべきということで、こちらはリサイクルの品目、こういったものをもっと拡充すべきではないかということで内容のほうは書いてございます。非常に詳しく書いていただきまして、長文となっているのですが、趣旨としては、とにかくいろいろなものをリサイクル品として拡充をしていくべきだということが書いてございます。これについては、先ほども御説明しましたとおり、木製粗大ごみのリサイクル、紙おむつ、それから生ごみ等進めていくつもりでいますので、そういったところの記載となっております。

さらにページを1つめくっていただきまして、中段になります。廃棄物を利用した 再生可能エネルギーについてということで、ごみ等を使っていろいろエネルギーをつ くっていくべきではないかということで記載がされてございます。その中で、バイオ マスガスです。生ごみ等を処理すると、こういうガスを得られて、そういうもので再生 エネルギーをつくってみてはどうですかということでパブリックコメントのほうは頂いております。これに対しましては、計画の中に、生ごみについてもリサイクルを進めていくということを書いてあります。そういう中で、メタンガスにするのか、それから肥料にしていくのかとか、そういう選択肢の中で進めていくことになるかということで、答えのほうは記載をしてございます。

それでは、もう1つめくってください。ページの今度は上段になりますか。紙ごみの分別。紙がどうしても可燃ごみに行ってしまうというケースが多くて、1つは汚れた紙については当然可燃ごみにしてくださいというふうに清掃事務所も言っておりまして、ではどうリサイクルに回していけばいいのかというところも1つ問題となっております。

それからあとは、防水の加工などをしている紙なども基本的には可燃ごみとしています。そういったところも最近はそれを分別し、リサイクルできるような技術も進んでいるような話も聞きますので、リサイクル方法についても検討していかなければならないと思っております。そのようなお答えをさせていただいております。

最後は、堆肥の活用についてということで、これは生ごみ処理機の購入助成を区でしております。ただ、生ごみ処理機を使って肥料ができたのですけれども、結局それをごみにしてしまうという家もあったりしますので、これどうしたらいいのですかという問題提起であります。これは、今、区のほうでは、拠点回収と言っておりまして、大体区内31か所ぐらいで、天ぷら油とか、それから、服とかですか。そういったものを月2回土曜日の午前中に回収をしているのですけれども、その中で腐葉土という土で要らなくなったものも回収をしております。

直近ではこういうものを活用していただいて、リサイクルに回していただければいいのですけれども、当然もう堆肥化できているもので、わざわざ腐葉土に回すというのもどうなのだというような考えもあります。例えば道路、公園の樹木とかそういうところに何かうまく使えないかとかそういう活用方法もあったりしますので、その辺のところも検討していきたいということで、お答えのほうは書かせていただいております。

長くなりましたが、説明のほうは以上であります。

〇会長

事務局の説明、どうもありがとうございます。

では、恐らく事務局の説明に関して、御意見、御感想等があるかと思いますけれども、今回も限られた時間の中での審議となります。御意見のある方から、御自由に御発言いただいて、その都度事務局より回答するという形で進めさせていただきたいと思います。

今回、繰り返しになりますけれども、資料2の答申案をまとめるということ。これ最大の目的としております。先ほど配付していただきました資料の5でも、これなどは非常に内容的に興味深いというか、刺激されるようなことがずっと書かれているのですけれども、例えばこれに関する感想とか、そういうタイプの、後で感想という形で出していただいて、それよりもまずは資料の2の「こちらのここの部分の文言をこうす

べき」とか、そういう具体的な資料2の改正というか修正。その部分をまずは優先させていただきまして、それが終わった後、御自由に感想とか、今回は無理でも次回の審議会に申し送りというような形でこういうことをやったほうがいいのではないかとか、そういうような形で御意見頂いたらというふうに考えております。

ですので、まずは資料の2をいかに修正して、私たちの審議した結果をどうやって 提出するかというところに御協力いただきたいと思います。

それでは、御意見のある方からどうぞお願いいたします。何かこの部分こうすべき とか。

どうぞ、〇〇委員。

〇委員

文言に関して、2か所、自分自身が分かりづらいところがあったのでお聞きしたい のと、もし修正可能ならばお願いしたいところがあります。

資料2の21ページなのですけれども、(3)の事業用大規模建築物のリサイクル率という言葉があるのですが、大規模建築物をリサイクルするように感じてしまうのですが、この言葉は通常使われているものなのでしょうか。

〇会長

事務局いかがでしょうか。

〇品川区清掃事務所長

基本的にはこういう用語で使われているところなのですが、表記として分かりやすい方向ということの御意見であれば、工夫をさせていただきたいというふうに思います。

〇委員

あと、その真下の評価基準に関して「3.47から4.00へ上げる」とあるのですが、これはマックス5.00の中でという理解で良いでしょうか。

〇品川区清掃事務所長

その考え方で結構です。

〇委員

それも記載されたほうがより分かりやすいと思いました。

〇品川区清掃事務所長 分かりました。

〇委員

以上です。

〇会長

貴重な御意見どうもありがとうございます。 では、〇〇委員。

〇委員

今の〇〇委員さんの御質問で、21ページの事業用大規模建築物のリサイクル率というところで、私は少し引っかかったものですから、それに追従させていただいたような形での質問で、今、お時間を頂きたいと思います。

私全然分からないのですけれども、その材料、これから多分未来的思考で言いますと、建築物の何割かはリサイクルのもので、柱とかコンクリートとかそういうものが賄っていくような社会になってくると思うのですが、そういうことなのか。それとも、解体時に出るごみの中からのリサイクル率なのか。深読みしながら見させていただいたので、そちらの質問、まず1点お答えお願いいたします。

〇会長

では、事務局。

〇品川区清掃事務所長

お答えいたします。書き方に問題があるのかもしれないですけれども、「事業用大規模建築物」というのが、結局建物というような認識を取っていただきたいと思うのです。それでその建物内で行っているリサイクル率になります。したがいまして、建築物の廃材とかそういった部分のリサイクルではなく、簡単に言いますとそこにいらっしゃる事業所が、どれだけペットボトルなどをリサイクルしているかというリサイクル率ということで、出しているというものでございます。

ですので、これは基本方針の3番の事業所系ごみ削減の推進のところに対しての目標値ということになっており、事業所がどれだけリサイクルをやっているかという数値ということで、御認識いただけるとありがたいかなというふうに思います。

〇委員

そうすると、これは事業用大規模建築物、その会社の企業の中でのリサイクル率と 一言、企業内、大手の企業が多いかもしれないですけれども、でも中には中小企業も入 っていますし、大きい建物などには。ですから、その建物内の企業の中のリサイクル率 というふうにされたほうが、より私みたいに突拍子もないことを考えてしまうように 思います。

〇会長

その部分、「事業用大規模建築物」という部分ですね。それに関して、疑問に思われる部分ありますので、そこに補足説明的なことを付け加えて。

〇品川区清掃事務所長

注釈を入れるなり何なり少し工夫したいと思います。確かに読み方として勘違いされてしまうので、気をつけます。

〇委員

どうもありがとうございました。

〇副会長

これは、大店立地法の1,000平米以上で、かつ500平米以上の商業者、小売が500以上平米以上占めるところの廃棄物ということですよね。なので、企業というか、いわゆる占有者ですよね。ですので、占有者のリサイクル率というふうにされるのが一番いいかなと。法律上もそれが一番正しいかなというふうに理解します。

〇品川区清掃事務所長

分かりました。そのような形で分かりやすく表記のほう、させていただきます。

〇委員

ぜひお願いいたします。

〇会長

その部分、修正ということで。 そのほか、○○委員。

〇委員

まず本当に書き方なのですけれども、9ページの丸の製造・販売事業者等とか排出 事業。何かこの9ページだけやたら字がきゅっとしていて、少し見づらいかなという のが、表記的な問題でこの丸のところだけ太字にするとか、見やすくしてもらえたら いいかなというのを思ったのが1点です。

あと、17ページの③番の廃棄物の発生抑制の部分なのですけれども、私も本当にこの部分がすごく重要だと思っているのです。なので、この最初の「リサイクルは言わずもがな大切であるが」はもうむしろ要らないのではないかなと思っているぐらいなのです。発生抑制を本当にみんなで考えていかなければいけないすごく重要なことだなということを思っているので、何かもう少し強く表現ができたらいいなということを思いました。

また、16ページの「今後の展望」の部分でも、「区民、町会・自治会、事業者、区などの主体がお互いの立場や特性を尊重し合いながら」というのも本当に重要なことだとは思っているのですけれども、とにかく今この23区全体でこの廃棄物だったりごみの出し方についての危機感がまだ共有されていないなということを思うのです。なので、ごみがなかなか減っていかないということがあるのかなということを思うので、危機感の共有という言葉も、ぜひ文言として入れていただきたいということを思います。

また、これは1点自分的に、せっかくこの審議会の中でも議論があったので、一言申し述べたいと思ったのが、プラスチック資源循環促進法のことについて、もう法律が施行される前から関心のある方たちは、品川区はどうしていくのという声が上がっていて、この審議会の中でもどうしていくのという話があった中で、でもまだ示されていなくて、来年度から一部の地域で始まるということですが、区としても少し遅かったかなということを思っています。この審議会の中でもなかなかまだかなという声もあったと思うので、9ページや10ページにも、この法律により実施を迫られた形であるとか、品川区に適した開示方法を確立することが求められているということはあるのですけれども、審議会ではしっかり話し合ってきたよというのは、強く伝えたいなということを思いました。

早く示していただきたいですし、もう少し区民の方たちも、すぐ燃やすではなくて 回収できる、その周知というのはしていただきたいなということは併せて要望したい と思います。

以上です。

〇会長

事務局から。

〇品川区清掃事務所長

それぞれのところは、少し文言のところを見直したいというふうに思います。1点、最後の早く動くという点につきましては、これは区で動くというところの部分が遅かったという面があるかと思うのですけれども、一方では、再生処理業者も、なかなか動きが取れなかったという部分もあって、区のほうも、法律が国会のほうで決められた6月ぐらいです。そこぐらいからはいろいろと水面下で動いていたのですが、実態として受入れ業者も手探り状態というところがあったので、両者がそこら辺をうまく調整をしながら進めてきて、やっと今年6月ぐらいから始めるに至ったというところがありますので、23区の中でもそれほど遅いほうではないということは、補足として述べさせていただきます。

〇会長

よろしいでしょうか。

○○委員からの先ほどの各指摘事項について、可能な範囲で適宜対応させていただいて、修正案作成していただいたらと思います。

そのほか何か修正点。

では、〇〇委員、お願いします。

〇委員

今、〇〇委員が指摘されたところと 1 点重なるのですけれども、17ページの発生 抑制のところですが、これ〇〇委員御指摘のように非常に重要な話だと思います。それで、そういうときに必ず議論になる拡大生産者責任の必要性やその可能性といったものに、一言でも触れておくことが大切ではないかなと私は思いました。できれば一言でもあると、非常に先進的な答申になるのではないかなと思います。

それから、もう1点が11ページの上のほうなのですけれども、可燃ごみについてのコスト問題ということで、焼却とリサイクルとどっちかというようなことなのですが、私の問題意識としては、要するにサーマルリサイクルはリサイクルにはならないだろうと。ここに書いてあるように温暖化との関係で大いに問題があると。だから、私としては、将来的にやめていく方向で考えていくべきだと思っています。

そのことを真正面から書いているわけではないのですけれども、ここでそういう問題に触れていることはとてもいいことだなと思いました。できれば、そこにまでサーマルリサイクルにもともと問題点があるのだよということも一言触れていただければ、区民の皆さんにとっても親切だし、もっと大きい視点から見られることになる。

この環境問題というのは、本当に最優先に。つい先日というか、一、二日前にも、またIPCCのあれが出ましたけれども、そのぐらい危機的で重要なことになっているということで、品川区はそれに注目している、そういう答申なのだよということを示す意味でも、一言でもあると違うのではないかなと思います。

以上です。

〇会長

では、事務局。

〇品川区清掃事務所長

御指摘の点を踏まえて、表現等を考えさせていただきます。

〇会長

よろしいでしょうか。

そのほか、何かございませんですか。

では、どうぞ。○○委員。

〇委員

11ページの一番下から3行目のところに「この際には区民への周知を見越した品目選定が必要である」と書いてあるのですが、私国語力がないのかこの部分よく理解できないのですが、区民への周知を見越した品目選定とはどういうことでしょうか。

〇品川区清掃事務所長

これはプラスチック回収するに当たって、当然区民への周知が必要になると思うのです。少しでも、とにかく分かりやすくというところが非常に大事かと思いますので、そういったところも含めながらの品目の選定というような意味合いで捉えていただければと思います。

〇委員

周知を見越すというのは、何かこだわりがある言葉だと思うのです。

〇品川区清掃事務所長

周知を見越すという表現に問題があるのかもしれませんが、とにかく我々の考え方としては、皆さんに分かりやすく周知をしていくという考えの基にこのような書き方をさせていただいております。

〇委員

皆さんもこれで御理解いただけるような内容でしょうか。このメンバー。

〇会長

その部分、結局区民に分かりやすい形で品目を設定するということです。そういうようなことで、分かりやすくするように修正ということで。

〇品川区清掃事務所長

そういう表記のほうは、また工夫をさせていただきます。

〇委員

そのような小さなことなのですが、次、18ページの上から2行目。これも細かいのですが「線引きが課題になるが」と書いてあるのですが、線引きというよりも、ここで言っているのは基準ですか。ここでいう線引きとはぴんと来ないのですけれども。

〇会長

事務局、いかがでしょうか。

〇品川区清掃事務所長

事務局として、不適正廃棄物の部分のところになります。この辺については、どこが不適正廃棄物になるかというところでの線引きという表現に多分なっているというふうに思いますが、1つそういう基準のほうをつくるところが課題となっているというふうに捉えていただけるといいかなというふうに思います。

〇委員

「線引きが課題になるが、不適正排出がなく」、以下にずっとつながってくるのです

よね。ということは、ここのステーションがきれいに維持でできているかできてないかということについて、できているかできないかの線引きと言っているのですか。それであれば、「基準が必要であるが」とかそういうほうが分かりやすいのではないですかね。

〇品川区清掃事務所長

分かりました。

〇委員

そういう細かいところは、私はあまり頓着していないのですが、1つ頓着しているところがありまして、かねてから私は廃棄物減量等推進員の立場で、この活用、これが今回のいろいろなことの鍵を握っていると常に思っているのですが、この文章は文章として、表向きこれでも構わないのですけれども、この精神で、この清掃事務所のほうの基本的な考え方がこういうことであれば、これは成功しないと私は思います。

そもそも推進員の活動内容はどういったものであるか、区民に理解してもらう必要 があるがと書いてありますが。

〇会長

〇〇委員、この部分、感想を……。

○委員

少し待ってください。

〇会長

いやいや、少し待ってくださいというか、これを完成させるということで。

〇委員

だから完成させるのにこの文章は構わないけれども。

〇会長

だからそこで「こうこうこういうような修正を」ということであれば、おっしゃっていただいたら。

〇委員

では、大きくてにをはではなくて、どちらかというと、清掃事務所が、今現在廃棄物減量等推進員はあまり機能してないという御説明もありましたとおり、機能していないのです。ですから、ここをきっちり活用していくという。

〇会長

どこの何行目をどのように変えるかということ。

〇委員

ですから、これはこのまま……。

〇会長

そうでなくて、もしも感想であれば、後に御発言いただきたいということ。まずは、 この文章を完成させるという方向で進めることに御協力いただきたいと思います。

〇委員

それは分かります。

〇会長

よろしいでしょうか。では、後で時間あればそのときにお願いします。 ほかに、文章の修正というようなところで、御意見ある方お願いします。 〇〇委員。

〇委員

12ページの2番の自治体によって分別ルールが違うのだというのをもっと大々的 に明確にしていただいたほうがよろしいのではないかなと。もっと分かりやすく、そ のように私は思いました。

というのは、私もついついごみを出すときに、例えば前大田区に住んでいたのですけれども、大田区のルールで出しそうになってしまうのです。もう自分の頭の中に、長くその前の区にいればいるほど、そのように固定観念というのは出来上がっていると思うのです。

だから、12ページの特に重要なところ、真ん中辺ぐらいに書いてあったのですけれども、ほかの自治体と、転入したときに「ごみの分別ルールをもう一度チェックしましょう」みたいな感じの文言をもっと目立つように入れていただいたほうが私はよろしいかと思います。

それから18ページ。学校との連携。

〇会長

少しお待ちください。今のは12ページの何番。

〇委員

すみません。12ページの2番の。

〇会長

②番、ワンルームマンションですね。

〇委員

ワンルームマンションなどの単身世帯への啓発で、真ん中辺ぐらいで「他の自治体 からの転入者も多く」となっていますが。

〇会長

その部分ということですね。

〇委員

そう、それを前のほうに啓発というところで、あくまでもほかの自治体は自治体として、品川区は品川区で、もっと再確認をしてほしいような感じの文言を入れていただいたほうがいいのではないかなと思ったのですが。

〇会長

その部分についてですね。それと。

〇委員

あと18ページの学校との連携というので、「小中高大と多く」とあるのですが、これは小中結構皆さんごみの勉強をされているみたいですけれども、もう高校とか大学、今度は新たにカリキュラムというのですか。何かそういう市民課でしたか。品川区の中で何かあったと思うのですけれども、そういう中のカリキュラムの中に、例えば地球環境部門の地球温暖化対策の一環として、こういうことをやっていくことも、普段

のあなたのまず……。

〇会長

○○委員、どこをどのように変えるということですか。

〇委員

学校との連携の小中高の中に。

〇会長

小中高ですね。

〇委員

特に、高校大学というところは、何かうまく進められてない。

〇会長

それで、具体的にどこの文言をどのように変えればということで。

〇委員

そうか。追加でカリキュラムとして、市民課とかそういうところを積極的に活用して、追加的なところ、追加分みたいな感じでお願いできれば。

〇会長

どういう内容をここに入れるか。

〇委員

カリキュラムとして組み込んでいってほしい。

〇会長

カリキュラムとして組み込む。

〇委員

組み込む。温暖化とか地球環境の問題の、何か文言はお任せいたしますけれども、何かそういう地球環境問題のそういうカリキュラム的なところで、日常のごみ出しも貢献しているのだぞみたいな。

〇会長

分かりました。地球環境レベルで、カリキュラムとして、そういう学校教育に組み込むというような内容も入れられればということですよね。

〇委員

そうすると、高校・大学ということで、ゼミとかでも、大学だと今度ゼミとか研究と かいろいろあると思うのですけれども、そういったところにもうまく組み込んでいっ ていただけたら。

〇会長

分かりました。そしたら、そういう形で入れられるかという形で検討していただい て。

〇品川区清掃事務所長

言われたところで、少し工夫をさせていただきます。

〇委員

あと1点だけなのですけれども、食品ロスの具体的な数値、伸びていると思うのですけれども、その資料があればいいかなと。

〇会長

それは今回の答申(案)。

〇委員

答申(案)の中で、20ページの第4章の1番の(1)から4行目で「近年では、食品ロスの削減や」とか大々的に鑑的に文書的にはもう確立されていてすごくすばらしいとは思うのですが、品川区のほうでは今食品ロスの循環のマーケットを区報で目にしていたので、品川区独自の食品ロス問題に取り組んでいる姿勢をどこか少し入れていただければいいかなと思いました。

〇品川区清掃事務所長

これは、一般廃棄物処理基本計画の中で表記はしておりますので、そこで御勘弁していただければと思いますが。

〇委員

そうなのですね。大丈夫なのですね。

〇品川区清掃事務所長大丈夫です。

〇委員

ありがとうございます。

あと、質問だけ1点だけいいですか。

〇会長

質問は後回しにしていただけますか。今回まずはこの修正ということで。

〇委員

分かりました。すみません。

〇会長

いかがでしょうか。修正箇所、何かほかに。 どうぞ。

〇委員

2点だけ、どうぞよろしくお願いいたします。

1点は、私の文章の好みなのですけれども、9ページ目の丸のついている製造販売事業者等の、その上から3行目なのですが、「基づく業の許可がなくても」。もちろん用語としては成立しているのですが、一般の分かりやすい言葉に直すのであれば、「基づく許可がなくても」でも意味は通じるのと、もしくは「基づく事業の許可がなくても」でも多分意味が通じるので、そちらのほうが一般市民には分かりやすい言葉かなというふうには思いました。

もう1点が、これは入れられるかどうか分からないのですが、10ページ目のコスト問題のところで、下から5行目ぐらいです。1キログラム当たりの可燃ごみの処理コストは約23円である。多分これは埋立て場がなくなるのだということは、多分考えられていないコストだと思うのですよ。そうだったらすみません。この辺りを、23円なのですが、「埋立て場の問題がある」みたいなことをここに書くか、あるいは〇〇委員がおっしゃってくださった16ページの今後の展望のところで、何か埋立て場の

問題があって危機感を共有しないと駄目なのですよということを、何か一文だけでも 付け加えていただければなと思いました。

以上です。

〇会長

どうもありがとうございます。

では、事務局いかがでしょうか。

〇品川区清掃事務所長

御指摘のとおりに、少し書き方のほうは、また工夫をさせていただきたいと思います。

〇委員

ありがとうございます。

〇会長

製造・販売事業者等の「廃棄物処理法に基づく業の」という、そこは大丈夫ですよね。そういう形で修正していただいて。

〇委員

そのままでもいいし、どちらでも。

〇品川区清掃事務所長

ここについては、もう十分意味は通じますので。

〇会長

あとが、最終処分場がなくなるよという危機意識を共有できるような形で。

〇品川区清掃事務所長

はい。

〇会長

うまくどこかに目立つように入れていただくということですね。

〇委員

ありがとうございます。

〇会長

そのほか何かお気づきの点、ございませんでしょうか。

〇副会長

なければ、よろしいですか。

〇会長

では、お願いします。

〇副会長

すみません、本審議会の副委員長でありながら、ここまで何度か所用で欠席をさせていただきました。それで、十分議論のほうが終えていないところもありまして、不適切な部分があれば、また御指摘いただければと思います。

修正事項ですけれども、まず1ページ目、「答申にあたって」というところです。下から4行目、「新型コロナウイルスの感染症の流行に加え」というところなのですが、「社会経済情勢が未曽有の危機」というのは、少し言い過ぎではないかという。何か未

曽有の危機というと、とんでもないことのような気がするのです。中を見ると、3ページ目辺りは「不透明感を増す社会経済情勢」とあって、せめてこれぐらいですよね。何か「未曾有」と書かれると、少しどうかなというのが気になりましたので、もう少し柔らかい表現にしてはどうかなというふうに思いました。これがまず1ページ目の指摘事項です。

2ページ目ですけれども、新型コロナウイルスの影響があってごみが増えてとか、 あと回収量が増えてというところなのですが、これは多分普通の方には分かりづらい かな。審議会に出ていれば、何で増えたかというのが一目瞭然なのですが、何でコロナ ウイルスでごみが増えるのかというところが少し分かりづらい部分があるので、多少 説明が必要かなと。

細かく言えば事業系は減っているので、増えているのは家庭系ですよね。なので、いわゆる巣籠もり需要であるとか、宅配等のとか、例えば2ページの下から2行目、「段ボールなどの」の前にはやはりここは宅配ですよね。宅配であるとか、そういったところをもう少し丁寧に書かれたほうが分かりやすいのかなというふうに思っております。これがまず2ページ目の修正事項ということになります。

要は、3ページ目のところにその辺りの細かい話が書かれているのですけれども、3ページも見る限り「コロナの影響」と書きながら、どういうごみの処理に影響があったのかというところがあまり書かれていないので、ここ2ページ目と対照させながら、少し補足いただけるとありがたいかなと思っております。

それで、少し飛ばしまして、10ページ目のところ、コスト問題のところなのですが、これは第4回のときに議論されたというふうに、議事録のほう確認させていただいたのですけれども、この内容だとかなり誤解を招きそうだなと。例えば、まず先ほど御指摘があったように、清掃一部事務組合の費用負担に関しては、これはあくまでもその処理の費用ですよね。収集運搬は入っていないですよね。であるので、実際にプラスチックのリサイクルの中で、結構大きいのは処理運搬のところの費用のはずなのですよ。環境省がモデル自治体で幾つかやっているところを見る限りは、収集運搬の費用のところがかなり増えているのです。

ただ一方で、全体的に見るとコストが抑えられている自治体もあるので、例えば京都などは実証事業でコストが下がっているので、だから必ずしもコストが増えるという書き方をしてしまうと、誤解を招きやすいなというふうに考えました。

そういう意味で言うと、コストに関しては実は実証自治体によって、増えたところもあれば減ったところもあるので、CO2は確実に減っているのです。コストは増えたところも減ったところもあるのです。環境省の報告書とかを見ていただけるとそれは分かると思うのですけれども、なのでこの書き方だと、コストが増えるという観点で見ているので、そこが違和感があったということです。

さらに言えば、めくりまして 1 1ページです。この港区 4 5 円、千代田区 6 0 円に関しては、もしこれを書かれるとすると、根拠が必要かなというところです。ここは再商品化なので、そうするとバウンダリーがずれるのです。焼却だとごみを燃やして終わりなのですけれども、その分同じものをバージンの資源から作らなければいけないで

すよね。商品化のコストがあるはずなので、だから本来であれば、再商品化コストと比較するのであれば、処理と新しく商品を作るコストと、再商品化コストと比較してあげないと、比較にならないのです。

だからここは誤解を招きがちなので、そもそもここでいう再商品化処理というのが、 どこからどこまでを含んで45円ないし60円なのかというところが、私もこれは第 4回のときの議事録にはそういうふうに書いてあるのですけれども、その根拠が見当 たらなかったので、ここの書き方は少し工夫しないと、先ほどあったように後ろ向き に思われてしまうところがあるかなというふうに考えますので、この辺り、もしどう いうふうになっているところであれば、また私のほうでも文言は検討していきたいと いうふうに思っています。

あと、同じく 1.1ページのコストのところですが、可燃とリサイクルを比較すれば 云々のところで、「焼却は当然、 CO_2 も増え」とあるのですけれども、これも「当然」 というのは外していただきたいなと。これはあくまでもケース・バイ・ケースなのです。 CO_2 がリサイクルのほうが増えることは多々あるので、ケース・バイ・ケースですので、「当然」は減らしていただきたいとともに、 CO_2 が増えるということと、先ほどあったように埋立ての残余量が減ってしまうというところを、いわゆる「環境的要因があるので進めるべきである」というような書き方に修正されたほうがいいかなというふうに思っております。

11ページ、先ほど御指摘があったところです。「区民への周知を見越した」と、ここはどうしても気になるところで、やはり先ほど言いましたように「区民に分かりやすい形で品目選定が必要である」というふうな表現に変えたほうがいいかなというふうに思っております。

12ページです。ここしかチェックできてないのですけれども、先ほど御指摘があった分別ルールが違うところですけれども、これは本当にささいなところです。「ゴミ」が片仮名になっていますので、これ平仮名に修正を。「ごみ」は、答申通じて全て平仮名だと思いますので、修正をしていただければなと思います。

あと、13ページ14ページのところです。製品プラのリサイクルの関係で、いわゆる有害ごみであるとか、小型家電バッテリー云々というところがあるのですけれども、一言も小型家電リサイクル法という言葉が出てきていないので、品川区では平成25年でしたか。小型家電リサイクル法に基づいて、そういったボックスを設置しているというところがあるので、そういったところをしっかりと書いた上で、小型家電リサイクル法であるとか、そういった電気屋にあるような、いわゆるバッテリーの回収ボックスにちゃんと出すように周知すべきである。もう少し丁寧な書き方が必要かなというふうに思いました。

ずっとめくりまして、先ほど18ページです。ここも線引きは先ほど言いました、この線引きとは、要はインセンティブを出すに当たって、どこまできれいだったらインセンティブを出すかという話ですよね。これも少し分かりづらいので、先ほど基準という言葉があったと思うのですけれども、何かそういったような形で、もう少しインセンティブを出すとすれば、どこ以上にインセンティブを出すかというところに課題

はあるけれどもというような形で、分かりやすくしたほうがいいかなと思います。

18ページ、先ほどカリキュラムの話がありました。もっともなところで、カリキュラムというと、成果に入れなければいけない感じになってくるので、環境学習とかSDGs学習とか、今いろいろなところでやっていますので、そういった中で触れていただくとか、取り上げてもらうとか、そういったぐらいの表現はここに入れてもよいかなというふうに思います。

19ページ、3番目、サーキュラーエコノミー。この言葉は多分あまり普及していないので、一般の方々は分からないと思うのです。いわゆる通常の循環型社会とサーキュラーエコノミーは全然違うので、サーキュラーエコノミーというのは付加価値をつけるというところ。アップサイクルというところに大きなポイントがありますので、そういったところを、サーキュラーエコノミーについては、少し注か何かがあったほうがいいかなというふうに思います。

先ほど、事業用大規模建物については、そちらですね。

多分、全体を通してということで一言だけ言わせていただくと、あくまでもこの審議会は、諮問を受けて答申を出すという立場ですので、こういうことを議論してきたということをしっかりと書いたほうがいいという御指摘があったと思うので、先ほどあったところ、節々に多分このときにはこういった議論がなされたというところを若干触れていただけるといいかなと。これは答弁ではないので、できない理由ではなくて、こういったこともやったほうがいいよと。ただそれが実務上の問題でできないとか予算上の問題でできないのであれば仕方がないのですけれども、我々審議会としては、こういった前向きな形で答申をさせていただくと。その上でそれをどういった形で清掃事業に生かしていただくかというのは区のほうで判断いただくことなので、そういった形で、どういった議論がされたかというところが、若干節々に入れていただけると、議事録も残っていますので、その辺りは本当に全体の話になるので、細かく触れられなかったところはあるのですが、そういった形で整理をしていただけるとありがたいかなというふうに思います。

以上になります。

〇会長

どうもありがとうございました。

では、事務局、何か。

〇品川区清掃事務所長

いろいろ御指摘を受けましたけれども、その辺についても少し工夫をさせていただきたいと思います。

〇会長

具体的な御指摘事項は、そのままあれして、また、割と全体的に及ぶようなところ等についても、できるだけうまく対応していただいたらと思いますので。

では、そのほか何か具体的な記載内容を修正の御提案とかございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、具体的な修正点については、大体御意見頂いたということで、あと、会議

の予定が一応3時10分というところで、あと15分ほどあります。この際何か修正 に直接関わらないものでも何でも、御自由に御意見なりおっしゃっていただいたらと 思います。いかがでしょう。

先ほど、○○委員、何かあったかと思いますけれども、ありますか。

〇委員

ごみのこととか、この資源のことというのは、小学校4年生から習うのです。一応孫が小学校4年生なので、昨日「お前どういうことを勉強してきた」ということで、そしたら教科書、これだそうです。「わたしたちの東京都」、これの30ページから40ページの10ページにいろいろなことが書いてあります。

それで実際に授業でどういうことをやったのかと聞いたら、うちにどんなごみが出ているかということをまずはメモって、それを学校に行ってみんなが黒板に書いて、これは燃やすごみ、これは不燃ごみ、これは資源だよと。それが主で、あとは3Rについて調べてきなさいという宿題が出て、それで終わりだそうです。

いつもですと、例年ですと、コロナの前は中間施設へ行って、「おしょうゆ臭い」と か言って何かきゃあきゃあ騒いだらしいのですけれども、今年は水道施設見学という ことになったらしいです。

言いたいことは、ここら辺のところでしっかりごみの状況が非常に厳しい状況である。あなたたちのところヘツケが回ってしまいますよみたいなことで、強く植え付けていかないといけないなという思いを強くしました。

それから、もう一つ私廃棄物減量等推進員でいろいろな活動しているのですが、毎週のように、資源、土曜日回収なのですけれども、間違った物が出ているのです。毎週こういうものをステーションにある掲示板に貼って、ごみも今朝6時ちょうどから出す人がいるので、私は5時45分に起きていろいろなセットをしているのですけれども、毎週必ずこういうものがあります。

それから、品川区のごみの資源の収集員の方は、もう忙しくてぶちまけていますから、中にこのような物が入ろうが全然お構いなしなのです。隣の大田区のほうは、こういうもので全部一つ一つのものに違反ですよと。この推進員はトラブルが怖いので、ルール違反とかそういう言葉は使えないのですよね。多分清掃事務所もそういう感覚でやっていらっしゃると思います。

だけれども、今500人からいるわけですから、これをもっと増やして、それもちゃんといわゆる機能する形にして、清掃事務所が彼らを使う。使うというかそういうことの中で考えてやっていくようなことがないと、引けちゃっているとどうしても駄目だと思うのですよね。だから彼らを使うというような感覚で、何をやらせられるのかという観点で、私は考えたらいいのではないのかなと思います。

幾ら立派なパンフレットを作ってこういうものをやっても、読む人は読むし、読まない人は読みません。実際これをよく読むと、「ペットボトルの胴巻きラベルはできるだけ剝がしてください。キャップは必ず剥がしてください」とこういう細かいところまでこっちは書いてあるわけですよね。こういうことまでもしやらすのであれば、実際は無理だと思いますけれども、まちに行けばペットボトル胴巻き、キャップしたも

のもいっぱいあります。先日リサイクル係長にビデオを見せていただきました。どう も中間施設で外しているみたいですね。こうなってしまうと、いろいろなことの中で うまくないなというふうに思うのです。

ですから、清掃事務所のほうは遠慮せずに我々を使うという感覚でやってもらいたいし、私のほうも、真のあれを目指して、こういうステーションの改造。そういうことで作業員の方の手を軽くするとか、そういったことをやっているのです。ところがこういう提案をしても、拒否されるところもあるのです。間に合っていますというか結構ですと。そういうところは避けて一応通っていますけれども、こういうことをやっていければ、もっといろんなことがうまくいくはずなのです。かように思います。

それと、今我々私たち推進員が頂いているのは、この腕章 1 つだけです。身分を証明するものもないし、この中には、これは区民に配布されているものですけれども、廃棄物減量等推進員の言葉すら出てきません。これは分別のあれですけれども、例えば「最寄りにそういう方がいますからそういう方に聞いてください」とかそういうものがあれば、そういう制度自体も周知されてないということは、これだけで周知されるわけですよね。そういう人いるのだと。

そういう細かいことで一つ一つやっていけば、この回収員の方もみんな開けて開披してやるとかそういうことはなくなるし、そういうことを強く感じます。ありがとうございました。

〇会長

どうも。

では、そのほか何か御意見とか。

〇〇委員。

〇委員

私は議会で、災害環境のところで伺ったのですけれども、この資料5番のパブリックコメントについて、ここでも共有するべきかなと思って質問を改めてするのですが、このパブリックコメントに対して、何人の方からどれだけ来たのかというところ、私ごめんなさい。議会でも確認したのですけれども、まだ議事録も出てないので改めて。確か環境計画に比べて、大分数が少なかったのですよね。

今の〇〇さんのお話にもあったみたいに、処理基本計画もなかなか知られない状況があるのかなということもあるので、せっかく〇〇さんだったりほかの委員の方たちみたいにこのごみ問題をちゃんと向き合っていこうねと考えている区民の方たちもいる中で、パブコメが少なかったことや、とにかくその周知がまだまだ足りないかなというので、その周知の考え方というか今後についてもこの廃棄物の審議会についても、知っていただけることが重要かなと思うので、その辺のところをまず1点お伺いしたい。

あともう1点が、ごみの出し方で、芸人でごみ清掃員の方。私あの方のツイッターもフォローしているのですけれども、とても画像とかでも分かりやすくて、例えば、どれがリサイクルできるかというのも、ビニールが少しついている部分を切り取って、ほかの部分はできるのですよとかやり方を具体的に画像もつけながらSNSでアップし

てくれていて、とても分かりやすいなと思っています。

たしか、さっきも答申だったり廃棄物の処理の計画の中にも、SNS等での発信とかもあったので、そういった具体的な、この状態でもリサイクルできますとか回収できますみたいな発信もしてほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

〇会長

事務局。

〇品川区清掃事務所長

まず、パブリックコメントの質問数については、これはいろいろな見方があると思いますので、少ないとよくないというような評価というのは、これはどうかなというふうには思います。とにかく我々としては、パブリックコメントというような形で出てきた質問に対して、今回答えを出している。これを今日の場で出しているというものでございますので、人数等についてどうかという点については、なかなかお答えかねるところもありますので。

ただ、当然知っていただく、そういう目線というのは非常に大事だと思いますので、 そのところについては、当然計画にも上げておりますので、そこの部分については、当 然進めていく方向でいく考えは間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

それから、あと表現の方法です。SNS、それから動画等もこれから出していくような方向性も当然記載はしておりますので、この中でいろいろやり方については工夫をしていきたいとこのように思っております。

〇会長

〇〇委員。

〇委員

ごめんなさい、何か誤解があったようなので。パブリックコメントの数が少ないから悪いという意味ではなくて、パブリックコメント自体の周知もなかなかされてなかったのかなと、届いていなかったのかなと。結構今ここに参加されているこの審議会委員の方たちも発言をすごくされるから、私もっと意見とかも結構寄せられるものかなと思ったのですけれども、多分知られていなかったのだと思うので、そういった周知をもっと力を入れていただけたらなという要望でした。

以上です。

〇会長

よろしいでしょうか。

では、〇〇委員。

〇委員

今のパブリックコメントで、パブリックコメントというのは、エコルとごしとか、今そういうところで結構活用するには最高の場だと私は思うのです。いろいろな世代の方が集まってきますし。その中で、こういう催物して皆さんの意見をその都度聞いていったりしていくというのも、1つの手かなと。私、〇〇委員のお話を聞いて、そのように、エコルとごしの有効活用の1つになるぞと、これはいいぞと思いまして意見させていただきました。お願いいたします。

以上です。

〇会長

どうもありがとうございます。

よろしいですか。

そのほか、何か。

では、どうぞ。

〇委員

今回の答申案にもあるのですけれども、学校との連携のところ、先ほども皆さんお話しされていたのですが、全ての学校かどうかは分からないのですが、娘が通っている学校に関しては、5月からお便りがほぼデジタル化することが決定しまして、また、給食のときの紙パックの牛乳を飲むストローも廃止になる方向で動いているという情報を聞いたのですけれども、確かにもっと周知していかなければいけないという反面、もう学校で取り組んでくださっているところもたくさんあるようなので、そういったところを、こういうことをやっている学校ありますよみたいなものをもっと配信していって、皆さんに知ってもらうのもいいのかなと思いました。

同様に、三菱鉛筆が小さくなった鉛筆を回収して、それをまた、アップサイクルと言っていいのかどうか分かりませんけれども、新しい鉛筆にリサイクルされているという事業をなさっているのですが、あまり知られていないのかなと思う部分もあるので、そういった部分も何か折に触れて発信していかれてはどうかなと思いました。

〇会長

事務局から、いかがですか。

〇品川区清掃事務所長

ここの啓発の部分になるかと思いますけれども、三菱に関しては我々のほうもホームページで取り上げたりとかそういう活動もしております。その他いろいろな部分の活動の部分について、啓発という方法もいろいろ考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇会長

よろしいでしょうか。

ほかはよろしいでしょうか。では、大体御意見お出しいただいたかと思います。

最後に私のほうから、一言。今日これで審議会としては最後になりますかね。今日、皆様の御協力のおかげで、答申(案)がほぼ固まる段階に来ました。あとは書面審議か何かそういう形で収まるかと思いますので、皆様にお集まりいただくのはこれが最後になるかと思います。本当に皆様御協力いただきまして、また、答申案がまとまりましたことを深く感謝申し上げます。

私の個人的な感触ですけれども、さっきコストのお話がありました。そういう処理をするのに幾らとかありますけれども、このコストというのが多少高くても、それを教育の一環として見たならば、例えばごみを分別するとかそういうのをほとんどやっていない国があったとします。その国が、では今から国民に分別して、そういう習慣をつけるのに幾ら金額投入して教育しないといけないかとそれを考えると、日本という

のは、もうそういう形で多分製品プラスチックなどを、製品プラスチックというのは、 その製品のプラスチックの種類によって、こういうごみはいつ集めましょうとかそう いうふうにすれば、物すごくいい資源。それをもうごちゃごちゃに出すと燃やすしか ないみたいなそういうふうになってくる。

でも、将来的には、本当に理想の分別。そして再資源化ということで言うならば、日本などというのは、結構それの実現に近いレベルだなと。そういうような体制を整えていくためにはこういうような審議会とか、そういうのを継続して常に考えていく。そういうような姿勢で、教育にまた反映するというようなことで、本当にそういう形の継続ということで、皆様と一緒にこの2年間、それに何か貢献できたかなというようなことを、非常に誇りに思います。皆様本当にどうもありがとうございました。

では、そういうことで審議は終了といたしまして、次に、事務局から、今後のスケジュール等の連絡についてお願いしたいと思います。

○事務局

本日の御審議どうもありがとうございました。

事務局より、今後の日程について御案内を差し上げます。先ほど会長のほうからお話もございました。本日頂いた御意見、こちらを踏まえて修正をさせていただいた答申について、書面で御確認をさせていただくような流れになるかと思います。その前に、会長・副会長、一応確認をしていただいたもので、皆さんに見ていただくというような流れを取りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

答申、了承されましたら、区長に対して答申をお渡しするというような形。会長のほうからお渡しをいただく形というのを予定しております。また、日程等につきましては、皆さんに御連絡を差し上げる形を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、答申の模様につきましては、毎回そうですけれども、区のホームページ。こちらのほうにも掲載をして、お渡しをしていくというような形で考えております。

委員の皆様におかれましては、この2年間いろいろな中身につきまして、御審議を いただきまして、どうもありがとうございました。

事務局からは、以上でございます。

〇会長

どうもありがとうございます。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第6回品川区廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

皆様、本当にどうもありがとうございました。

— 了 —